

大分市公共下水道事業下水汚泥処理方式検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成26年 6月17日

大分市長 釘 宮 磐

大分市公共下水道事業下水汚泥処理方式検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 大分市公共下水道事業の経営健全化に向け、下水汚泥の処理に係る最適化及びリスクの分散並びに処分費の節減を図ることができるよう、セメント原料化に加えて新たに事業化すべき下水汚泥の処理方式（以下「新処理方式」という。）に関し検討するため、大分市公共下水道事業下水汚泥処理方式検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 新処理方式の選定に関する事項
- (2) 新処理方式の計画規模、事業方式等の最適化に関する事項
- (3) 新処理方式の事業化の適否に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼する。

(1) 学識経験者

(2) その他市長が必要と認める者

(参画依頼の期間)

第4条 参画依頼の期間は、第2条の規定による報告の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償金等)

第7条 委員に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、下水道部下水道施設課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年 6月18日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第2条の規定による報告の日限り、その効力を失う。